

通常総会事前質問、意見への返答

5月23日開催の第15回通常総会の事前質問をまとめました。

理事会としての返答は赤字のものとなります。

皆さんもご確認下さい。

①理事会レターなど、お手紙は全てメールなどで連絡頂けると助かります。

基本ペーパーレスを希望します。もしくは学童に掲示希望

⇒理事会レター等、当会から会員の方々へ配布する書類は「でんしょぼとメール」でのファイル添付等、メール送信を取り入れていきます。ただし、IT環境が整っていない方々もおられますので、会員全員に届ける必要がある書類については、必要に応じて世帯配布もしくは学童保育所内での掲示を続けます。

②決算及び予算について：コロナ禍に関係なく、会費・保育費は全て学童開所時の費用として支出して欲しいです。(交際費・子どもまつり・キャンプ等の費用は直接的な開所費用とは言いがたく、その分、人件費に回すことで安定的な保育体制を整えやすいと思います。)まつり等の準備を要するイベントは、日々(平日)作れない子どもとの時間を更に少なくする事へもつながるため、今後も実施しないことを要望します。

⇒保護者会員にお支払いいただいている費用はすべて学童保育事業のために使用しています。交際費は、学童保育所の近隣にお住まいの方々へ御歳暮・御中元等「ごあいさつ」としてお渡ししている品物代となっています。

子どもまつり、キャンプも育成支援の一環です。なお、子どもまつりやキャンプへの参加は任意ですので、事情により参加ができない方は参加されないで構いません。

③キャンプやイベントは希望する方だけでも実施できれば良いと思います。

⇒コロナ禍でのキャンプやイベントについては、感染拡大のリスクも鑑みながら今後、実施可能時期について検討していきます。

④常時マスクをしていると新鮮な空気を吸えず、コロナ以外の病気が心配です。学童も先生もマスクでなく、ハンカチを使った咳エチケットで対策できる方が良いと思います。

⇒職員の体調も気遣っていただき、ありがとうございます。学童保育所を利用する児童、そして保護者の方の感染リスクを少しでも軽減するべく、今後もマスクの常時使用は継続していきたいと考えております。

⑤2号議案

すべての学童保育所の小学校敷地内への移転は反対します。利用する保護者の利便性を考えるとすべ

ての保護者が小学校敷地内への移転は望んでいません。また、小学校にもそのようなスペースはありません。

⇒学童保育所の小学校敷地内の移転は、上尾市や当会が継続して掲げている方針です。また、上尾市議会でも以前から多くの議員が学校敷地内の移転を求めています。何より、国が学童保育所の設置については小学校施設を徹底して活用するよう定めております。学童保育所の基準条例に示された設備が整っていない学童保育所等、引き続き、学童保育所の小学校敷地内移転について上尾市と連携して取り組んでまいります。

⑥保護者会のあり方について協議するのはいいのですが、それと同時に事務局の方も保護者会に対する対応を見直すところがあると思います。

⇒事務局では、各学童保育所保護者会役員の皆様のご意見を聞きながら、今後も学童職員と保護者会が各学童保育所の育成支援を共同保育で行っていただけるよう支援していきたいと考えております。

⑦3号議案 第11条：目的に反する行為とは具体的にどのような行為ですか

⇒当会の目的は、放課後児童健全育成事業の実施です。よって目的に反する行為とは、放課後児童健全育成事業の実施にそぐわない行為となります。当然、社会法規に反する行為も含まれます。具体的には、犯罪行為、営利事業の実施（例えば、学童保育所を通じて知り得た他人の情報を利用した営利目的の団体への勧誘）を想定しています。

⑧3号議案 第9条：会費滞納が2年以上というのが長すぎるし、あいまいだと思います。

本人というのは保護者のことですか？子どもの事ですか？本人が保護者の場合、保護者が死亡したら会員資格を喪失するのですか？配偶者が生存していてもですか？

⇒2年という期間は定款制定時から示している期間です。本人とは会員本人であり、保護者を指しません。なお、仮に保護者が死亡や失踪等で不在となった場合で児童が引き続き学童保育所に在籍する場合は、その児童を監護養育する方が会員となることを想定しています。

⑨月に預けるのが少ないため、日割りで計算してほしい。14,000円は高く感じる。

⇒学童保育所は「児童の健全育成のため家庭に代わる生活の場」というのが法律の定めであり、一時預かり所ではありませんので、日割計算での児童受け入れは考えておりません。ただし、引っ越しや緊急に学童保育所の入退所が必要となった場合に限り、日割り対応（登所1日につき1,000円）を行っております。

⑩第1号議案について

P1の表 活動 保育事業の「大規模学童保育所の解消…敷地内移転」の評価について○となっておりますが、平方学童など移転できていない学童もあることから△が妥当だと考えます。

⇒事業計画に掲げていた事案が円滑に進展しましたので自己評価として○を付けております。平方学童等、その他の学童保育所についても引き続き上尾市と連携して問題解決に取り組んでまいります。

⑪P8の3(2) 中退共を退会したとありますが、どの加入基準を超過したのか教えてください。また解約手当金は退職金として後日支払うとありますが、支払われるのは2021年度中ということでしょうか？職員の方は一度退職扱いにして、新たに加入する制度は今年からのカウントということでしょうか？関連してP19の2021年度予算の退職金掛金について 事業費、管理費それぞれに計上されているがどう使い分けているのか、また数字が妥当なのかご説明いただきたい。

退職金制度の変更というのは働いている人にとっては大変重要なことだと思いますが、職員の方への説明などは十分された上での変更だったのかお聞きしたい。

⇒中小企業退職金共済（以下、中退共）は、当会のようなサービス業については常用労働者が101人を超えると退会になる規定があります。2019年度中に中退共の本部から、あげお学童クラブの会は常用労働者数の基準を超過する可能性があるため退会の準備や検討をするようにとの連絡を頂いており、実際に2020年度後半に基準を超過したため、退会となったものです。退職金制度の変更に際しては対象職員全員への説明会を実施したほか、随時、相談を受け付けて職員のバックアップとしております。

中退共に積み立てたお金は解約手当金として対象職員個人に支払われる仕組みですが、中退共の規定では、一定の条件を満たしている退職金制度に引き継ぐ際に限り、中退共に積み立てた資金をそのまま移動させ、引き続き退職金として積み立てを継続することができるようになっております。この制度を利用することとしましたが、当会选择できたのは実質、確定拠出年金（DC）しかありませんでした。そこで、当会が税務顧問契約をしている第一経営の税理士さんから助言をいただきつつDCの個人型と企業型を検討した結果、企業型DCを選択しました。中退共に積み立てた資金は、職員個人のDCの口座に移管されています。ただし、DCは60歳以上の場合は開設ができないため、60歳以上の職員については中退共からいったん職員個人の口座に積立金が支払われ、それを当会が指定した口座に振り込んでいただき、退職金原資として職員が退職するまで管理しています。職員の口座にいったん振り込まれた積立金は税法上、一時所得となり職員には不本意な税務負担が生じますが、その全額を当会が補てんしています。以上、中退共の退会によって職員を一時退職などの扱いにはしておりません。

事業費と管理費の使い分けは、学童保育所勤務の職員に関する場合は事業費、事務局に勤務する職員に関する場合は管理費とする使い分けをしております。

⑫財務諸表の注記について

P8の3(3) 生命保険掛金約1430万円については、そもそも個人として生命保険には入るものではないでしょうか。NPO法人として生命保険掛金を支出している根拠、理由を示してください。

⇒生命保険は当会が契約者として契約をしており、目的は正規職員の退職金原資の積み立てです。生存退職金として用意する資金を生命保険商品で積み立てて、将来対象の職員が退職した際は該当の生命保険を解約し、その返戻金の一部または全部が生存退職金の原資となります。またもう一つの備えとして、(そうなのは困るのですが)仮に職員が死亡の場合は、ご遺族に支給する死亡退職金の原資として、職員が疾病やケガで高度障害状態になった際には、保険会社から当会が受け取る保険金の一部または全部を見舞金等として職員に支給することができます。これは、以前加入していた中退共制度では手当できなかったことですので、福利厚生面の充実にも寄与しております。

⑬第2号議案及び第3号議案について

P21 (除名)(2)下線部「目的に反する」という文言を加えることについて。恣意的な判断で会員が排除されることはあってはならないと考えますので、目的に反するとはどんなことを想定しているのか、またこの文言を加えるに至った理由について示してください。

⇒ (⑦の回答をご参照ください)

⑭今回の総会は定款の変更という大変重要な議題が含まれていると思います。

本来であれば会長会での説明、各学童保護者会での説明が必要な内容です。このコロナ禍で保護者会が開けない状況というのは十分理解できますが、十分な説明がされていない、ただ議案書を渡された中での書面議決、また総会に参加できるのが理事、総会役員という限られた人数の中で決めてしまうものではないと考えます。少なくとも会員区分の変更については、今年の総会での提案は時期尚早ではないでしょうか。この一年で保護者側もオンライン参加の条件が整った人も多くいるはずです。保護者会や総会などオンライン開催が可能になり、法人側の説明、質疑応答などが十分にできるようになってからの提案にするべき。このコロナ禍のどさくさに紛れて決めてほしくないと思います。

⇒**会員制度の変更は、特定非営利活動促進法（以下、NPO法）の趣旨と現在の当会会員制度を比較してみると、NPO法の求める趣旨を必ずしも満たしていないことが明確となっていることで、理事会が必要と考えたものです。NPO法では、NPOの会員になるには制限を付けることはできません。よって、新たな会員制度は、希望する方がだれでも会員になれるという、NPO法の規定を順守したものとしています。一方で、日本全国に存在するNPO運営の学童保育所では、保護者が会員となっていることがほとんどです。ただし、保護者が会員となるにしても年間の費用負担は500円から1,000円程度であることが多いです。これらの現状を踏まえ、法律を守ること、現状に即すことを念頭に、新たな会員制度を構築したものです。繰り返しになりますが、新会員制度では、一般会員と正会員では、議決権の有無はあれど、法人運営について関与できる機会はどちらにも保障されます。一方で、議決権のある正会員は、現在の保護者会員よりもっと積極的な法人運営への参画を求めるものになっています。ぜひとも、多くの方に正会員になっていただき、学童保育事業の発展のために皆様の情熱とスキルを賜りますようお願いいたします。**

⑮第2号議案及び第3号議案について

P16 3)法人組織運営の中のNPOの会員資格についての定款変更についてとP20 会員を3つに分類し一定限度の会費負担をする正会員のみ議決を持つことができるという変更について懸念があります。(会費)は「会員規約」で定めるとありますが、「会員規約」がどうなっているのか、全く示されていないことから判断できませんし、なによりも会員になるならにかかわらず、学童利用者全員が公平に平等に扱われるべきだと考えるからです。少なくとも各学童の代表者に議決権を与えるべきです。

⇒**会員規約については現在の「会員規則」と同等の内容です。学童保育所利用に関し、正会員と一般会員による待遇の差異は全くありません。運営への参画に関しても差がなく、一般会員も現在と同じように当会の運営に、例えば各種会議体に参加が可能ですし、もちろん理事に立候補することも可能です。議決権を一定の対価で保障していますが、年間1,000円という額を想定しており、過度の**

経済的負担が生じないように、十分に配慮してまいります。

⑯第2号議案及び第3号議案について

P23（総会の議決）3の下線部の加筆部分について。ほとんどの学童利用者が知らない間に様々なことが一部の方たちにより決定されるのではないかと、という懸念があります。なぜこの文言を加えるに至ったのか、その理由を示してください。

⇒第27条3項は、様々な環境で物理的に人が集まって総会を開けないときに、議決権のある正会員全員が、議案に賛成の意思表示を行った際は、総会の決議と同等の効力が発生するというもので、NPOに関する法規には、従前から認められているものです。1人でも反対の意思表示がなされた場合は成立しません。これは、現在のコロナ禍の中で、万が一の場合を想定したものです。

なお、今後も理事会レター等で理事会報告は随時行ってまいります。

⑰2号議案及び第3号議案について

P27（事業計画及び予算）の変更部分について。すべてを総会の議決ではなく、理事会の議決を経ればよしと変更した理由、及び「収支予算」を「活動予算」と変更した理由について、示してください。

⇒事業年度（毎年4月からの1年間）の開始から、あまり期間をあけることなく予算を成立させることが安定した組織運営に資することと、年度途中で重大な変更（補助金の増額、減額など）があった場合、予算を組み替えることができるためです。

「活動予算」に変更したのは、日本におけるNPOに関する会計基準のスタンダードとなっている基準が変更され、以前の収支予算という文言が活動予算という文言に変更されたためです。

⑱新設学童、平方東小内への増設を期待します。

⑲小学校敷地外学童の敷地内移転について、早めに対処してほしい。現在子供を預けている学童は、人数も多くかなり密な状態です。場所を移転するのは容易なことではないかと思いますが、まずは子どもたちや働いている職員の方々がコロナ感染するリスクを減らせるよう、早急にご検討いただきたいです。

⑳大規模学童解消の昨年度の成果のように、学区外と大規模両方の問題を抱えている平方学童へも是非好対応をお願いします。各学童での保護者会対応もままならず（多人数で集まれない）、意見交換の場が無いなど、不安が多いと思います。

⇒平方学童保育所については、当会理事会としても重要な課題として認識しており、早期の解決に向け上尾市と連携を密にして努力いたします。

㉑第1・2号議案は現場職員へ保険やDCに入るより給与として支払い、資産運用は本人に任せるべき。

事務局職員についても税金で行っている事業なので保険や退職金はほどほどで充分と思ったためです。万が一が仮に起こっても利用者が減るとか補助金等の変化はないと思います。また、毎年、赤字見込みと言って保護者の金銭負担を求めるのではなく、市ときちんと調整して赤字にならない見立てをお願いします。

⇒退職金があることが今も多く職員にとって安心となっている実情があります。現場、事務局問わ

ず、職員も一般の社会人として生活の長期にわたる安定が何より真剣な願いです。安定した生活設計のためにも必要な制度は維持してまいります。なお、学童保育所は公共の福祉サービスとして重要な位置付けにあることから、保護者の経済的負担を求めるより、補助金の増額による安定した運営を求めて参ります。

②②第3号議案は、一般会員は議決権がなくなるのでその割引にしてほしいです。

⇒現在、1世帯毎月1,000円いただいている世帯会費ですが、現実的に当会存続のために絶対に必要な財源となっています。こちらについては実質、組織運営費となっていることから実態に即した名称変更を行う予定です。

②③一般会員であっても、議決前の総会資料、資料集が見られる環境を希望します。PDFでホームページなど他リンクのないURLをメールで配信が一番お金はかからないと思います。

⇒総会資料集については、一般会員も資料を見られるように準備してまいります。

②④p14 小学校敷地内移転に向けての具体的な整備内容を教えてください。

⇒小学校敷地内移転についてあらゆる決定は行政がすべて行うものです。当会理事会としては、行政が学童保育所の整備について着実に実施を進めていただけるよう、敷地外学童、また敷地内であっても老朽化している学童保育所の状況を常に説明しており、早期の問題解消に向けて要望を続けております。

②⑤p15 敷地外学童保育所の移転について、東町学童保育所の次に移転が決まっている学童があれば教えてください。また、何か所の学童保育所が小学校敷地内へ移転を希望しているのか教えてください。

⇒次の移転が決まっている学童保育所はありません。小学校敷地内へ移転を希望しているのは、一部を除いてほぼすべての学童保育所であると理事会では判断しています。保護者会員の皆様には、大規模問題や学校敷地外の立地、また施設の老朽化等、学童保育所の立地や施設面について、理事会にご意見や、保護者会員の立場から感じた実態をぜひともお寄せください。理事会でも引き続き大規模や立地面の問題について保護者会員の皆様と意見を共有していきます。

②⑥保護者との共同運営について

コロナ禍で保護者会が行われることはありませんが特に困ることはありませんでした。

以前の月1回の保護者会が逆に保護者にとって負担となっている現実があります。

運営側の考える保護者の交流の機会の場との温度差がある様に思います。

最後3行目にある様に今後時代とともに保護者・学童・組織の在り方が変わっていくことを願います。

⇒今回の質問、ご意見にもあるように、保護者会については様々なご意見をお持ちの方がいらっしゃいますので、今年度から、「保護者会のあり方」を検討する機会を設け、「子どもの育ち」を考える学童・保護者組織であるためにどうしたら良いか、考えていきたいと思っています。

②71号について 欠員解消のために行った取り組みを教えてください（例えば教育学部のある大学にリクルートに行ったなど）。

⇒新卒採用については、専門の会社を通しての求人を行いました（多くの大学が、現在、その会社を通しての求人票提出を希望しています）。また、中途採用については、随時面談を行い、応募するにあたっての不安が無いように努めました。2020年度は中途採用7名、2021年度4月は新卒、既卒含め8名、計15名の採用を行いました。

②81号について 職員資質向上について、非常勤やパート職員への研修はどうなっていますか（子どもや保護者にとっては同じ学童の先生ですので、挨拶なども含めた研修を行っているのであれば内容も知りたいです）。

⇒非常勤職員（週3日以上勤務を契約している職員）にも最低年1回、外部団体が実施する研修への参加を義務付けております。それ以外にも、当会が独自で行う法令遵守研修（弁護士の先生が講師を務めており、4年間継続して実施しています）などを行っています。今後も資質向上について可能な限り、尽力してまいります。

②92号について 敷地内移転について、全学童の移転という目標へのロードマップはどうなっていますか？今年度の具体的取り組みは何ですか？

⇒従前から引き続き、敷地外にある学童保育所や老朽化している学童保育所の現状を上尾市に伝えており、実情の共有と問題点の把握に努めております。そのうえで、小学校敷地外にある学童保育所の敷地内移転、また敷地内にあっても老朽化している学童保育所の更新を含め、行政担当課に要望を続けています。具体的にどの学童保育所にどのような計画が立てられるのかは、上尾市が行う業務（公の施設の整備であり、自治体の業務であるため）であり、当会が決定プロセスに関与できることはありません。ですが、常に当会と行政当局は連携を密にしており、可能な限り、問題解消のために全方位的に努力してまいります。

③02号について 敷地外学童の送迎支援について、配置される学童や予定はありますか？

⇒必要性があると考えられる学童保育所から順次、実施しております。

③13号について 第8条の会員規約の案はどのようなものですか？

⇒現在の「会員規則」と内容はほぼ同一です。会員制度の区分変更に関しては、正会員の年会費を1,000円程度にするなど、新たなルールを追加することとしています。

③2第1号議案 大規模学童保育所の解消、小学校敷地内移転について

いま上尾市では小中学校の統廃合計画が出されていますが、統廃合が進むと学童も大きく影響を受けると思います。その点について理事会ではどう考えているのか教えてください。

⇒統廃合計画が公表されたことは承知しています。今後、上尾市と情報共有を進めて必要な事柄には適切に対応してまいります。

③第2号議案.第3号議案

定款の一部変更について

会員区分の変更について、保護者の中で正会員と一般会員を区別することに大きな違和感を覚えます。一般会員は意見を述べるができるとありますが、意見はあくまでも意見で、最終的な意思表示はやはり議決権を行使することでできるものと思います。保護者には等しく議決権を与えるべきです。また第8条に会員規約で定めるとありますが、会員規約を示してもらわないと判断できません。

⇒ (14)、(15)の回答をご参照ください)

③4P18の会費収入について、2021年度も正会員と賛助会員だけになっています。

正会員・一般会員の区分をしていないのはなぜか?正会員の予想をたてていれば内訳を示してください。

現行の正会員がもれなく新区分の正会員に移行するとお考えですか?

⇒定款の変更が可決されたとしても、定款がその効力を発効するのは県の認証を済ませることが必要です。認証はおおむね3か月程度かかることから、定款を変更しても実際に会員制度が変更となるのは2022年度からとなります。よって、2021年度は従来通りの会員制度となっています。

③5第3号議案 P26第38条(3)変更案「書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる…」とありますが、電磁的方法とは具体的にどのような内容でしょうか。教えてください。

⇒この場合は、電子メールを指します。

③6修繕費がありますが…各学童からの申し出が反映されているのか分かりづらい。予算内で行えること、優先順位があることは十分わかっているが、何年にもわたりされていないこと等、保護者の中でやってほしいと思っていることがされていないのでわかるようにしてほしいです。

⇒修繕要望、備品購入要望は毎年、100件以上の要望が寄せられています。限られた資金を効果的に使うため、行政担当課と情報を共有し、相互の協議の元に決めております。なるべく多くのご要望に対応していきたいのですが、なかなかご要望に沿えず申し訳ありません。

③72020年度はコロナ禍でキャンプや保護者会がなく、とても良い1年でした。なくて困ることはなく、迎え時に他の保護者や先生方と子供の様子を話すことができているので、今後もこのようにやっていきたいです。(もちろん、草取りや大掃除など、子どもたちが学童で過ごすために必要な活動には参加するつもりです。)

⇒保護者会については、コロナ禍で、保護者同士の横のつながりがもてなかったというご意見もありました。もちろん、負担が減って良かったとのご意見もいただいています。当会理事会としては、共同保育の理念は今後も大切にしながら、保護者の皆様の負担も軽減していくにはどうしたら良いか、「保護者会のあり方」を考える会議体を設置することといたしました。今後も、忌憚なきご意見をよろしくお願い致します。